

(設 置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、本県教育の振興のための施策に関する計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、その基本となる事項及び主要な課題等について検討するため、兵庫県教育振興基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は次の事項について検討する。

- (1) 計画案の作成に関すること。
- (2) その他、前項の計画策定のために必要な事項に関すること。

(組 織)

第3条 委員会は、委員25名以内で組織する。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選によって定め、副委員長は委員長が指名する。
2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会 議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。
2 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときには、あらかじめ委員長の承認を得て、代理人を出席させることができる。
3 必要に応じて、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聞くことができる。

(謝 金)

第6条 委員が会議の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。ただし、県職員及び県費負担教職員にあつては支給しない。
2 前条第2項の規定に基づき、代理人が会議に出席したときは、代理人に対して委員と同額の謝金を支給する。

(旅 費)

第7条 委員が会議の職務を行うために、会議に出席したときは、別に定めるところにより、旅費を支給する。
2 第5条第2項の規定に基づき、代理人が会議に出席したときは、前項の規定により、代理人に対して旅費を支給する。

(庁内調整会議)

第8条 計画案の作成及び委員会の円滑な運営等を行うため、教育委員会事務局並びに知事部局からなる庁内調整会議を設置する。
2 事務局長は、教育長及び企画県民部長とする。

(庶 務)

第9条 委員会に関する庶務は、教育委員会事務局教育企画課において行う。

(補 則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月8日から施行する。
- 2 この要綱は、計画の策定をもって効力を失う。
- 3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、兵庫県教育長が招集する。

兵庫県教育振興基本計画検討委員会 委員名簿

No	分野	氏名	役職	
1	学識経験者	梶田 叡一	(学) 奈良学園理事、兵庫教育大学 名誉教授・前学長	
2		桂 正孝	宝塚大学特任 教授、大阪市立大学 名誉教授	
3		清原 正義	公立大学法人兵庫県立大学 理事長兼学長	
4		長瀬 荘一	神戸女子短期大学 学長	
5	各界代表	県議会	北条 やすつぐ	兵庫県議会文教常任委員会 委員長
6			高橋 しんご	兵庫県議会文教常任委員会 副委員長
7		経済界	寺崎 正俊	兵庫県経営者協会 会長
8		マスコミ	門野 隆弘	神戸新聞社 論説副委員長
9		労働界	泉 雄一郎	日本労働組合総連合会兵庫県連合会 会長代理
10		スポーツ	平松 純子	日本オリンピックズ協会 常務理事、兵庫県体育協会 副会長
11		青少年	武田 寿子	公益財団法人神戸YMCA 理事長
12		生涯学習	岩木 啓子	ライフデザイン研究所FLAP 代表
13	行政	市町教委	神吉 賢一	兵庫県市町村教育委員会連合会 会長
14			三木 一司	兵庫県市町村教育委員会連合会 副会長
15	学校関係者	私学	濱名 浩	兵庫県私立幼稚園協会 副理事長
16			摺河 祐彦	兵庫県私立中学高等学校連合会 副理事長
17			水野 雄二	兵庫県専修学校各種学校連合会 会長
18		保護者	尾上 浩一	兵庫県PTA協議会 会長
19		公立学校	桐原 美恵子	兵庫県国公立幼稚園長会 会長
20			上野 理生	兵庫県小学校長会 会長
21			森 啓二	兵庫県中学校長会会長
22	溝口 繁美		兵庫県立高等学校長協会 会長	
23	前田 博之		兵庫県立特別支援学校長会 会長	
24	公募	魚住 妙子	公募委員	
25		柳本 晃代	公募委員	

兵庫県教育振興基本計画策定庁内調整会議組織

役職名	職名
事務局長	教 育 長 企 画 県 民 部 長
事務局次長	教 育 次 長 教 育 次 長 企 画 県 民 部 管 理 局 長
	企 画 県 民 部 大 学 課 長 県 民 生 活 課 長 青 少 年 課 長 芸 術 文 化 課 長 管 理 局 教 育 課 長 防 災 企 画 局 防 災 企 画 課 長 健 康 福 祉 部 こ ど も 局 少 子 対 策 課 長 児 童 課 長 男 女 家 庭 課 長 障 害 福 祉 局 障 害 福 祉 課 長 障 害 者 支 援 課 長 産 業 労 働 部 政 策 労 働 局 能 力 開 発 課 長 国 際 局 国 際 交 流 課 長 農 政 環 境 部 農 政 企 画 局 総 合 農 政 課 長 農 林 水 産 局 農 業 改 良 課 長 環 境 創 造 局 環 境 政 策 課 長 教 育 委 員 会 事 務 局 総 務 課 長 教 育 企 画 課 長 財 務 課 長 教 職 員 課 長 学 事 課 長 福 利 厚 生 課 長 義 務 教 育 課 長 特 別 支 援 教 育 課 長 高 校 教 育 課 長 社 会 教 育 課 長 文 化 財 課 長 体 育 保 健 課 長 ス ポ ー ツ 振 興 課 長 人 権 教 育 課 長

兵庫県教育振興基本計画検討委員会の会議の公開等に関する要領

- 1 この要領は、兵庫県教育振興基本計画検討委員会設置要綱第 10 条に基づき、兵庫県教育振興基本計画検討委員会が行う会議（以下「会議」という。）の公開等に関して必要な事項を定める。
- 2 会議は、原則として公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議を公開しないことができる。
 - (1) 情報公開条例（平成 12 年兵庫県条例第 6 号）第 6 条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合
 - (2) その他会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合
- 3 会議の公開は、会議の会場に一定の傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認めることにより行う。傍聴に関する遵守事項等は別に定める。
- 4 会議録及び会議資料は、原則として公表する。ただし、上記 2 で公開しない会議については、公表しないことができる。
公表の方法は、会議録及び会議資料を兵庫県教育委員会のホームページに掲載することなどにより行う。
- 5 会議の日時、場所及び傍聴の定員等については、あらかじめ報道機関への情報提供等により、県民への周知を図る。

「兵庫県教育振興基本計画検討委員会の会議の公開等に関する要領」の運用について

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 兵庫県教育振興基本計画検討委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴を希望する者は、検討委員会開催予定時刻の30分前までに、傍聴申出書（様式1）に所要事項を記入の上申し出なければならない。
- (2) 傍聴を希望する者が、会議の開催予定時刻の30分前の時点で定員を超えた場合は、抽選により決定する。なお、会議の開催予定時刻の30分前の時点で定員を超えない場合は、会議の開催予定時刻まで先着順で傍聴を認める。
- (3) 傍聴者は、受付で会議資料を受け取った後、事務局職員の指示に従い、会議の開催予定時刻までに会場に入場するものとする。

2 傍聴証の着用

会議を傍聴しようとする者は、傍聴証（様式2）の交付を受け、これを携帯しなければならない。

3 傍聴者の守るべき事項

- (1) 会議における発言に対し、拍手その他の方法により、公然と可否等を表明しないこと。
- (2) 私語、喚声その他の行為により騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻きをするなど、示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食、喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話等の無線機を使用しないこと。
- (6) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (7) その他、会議の秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。

4 撮影、録音等の許可

- (1) 傍聴者は、会場において写真、テレビ、映画の撮影又は録音等をしてはならない。ただし、検討委員会の許可を得た場合はこの限りでない。
- (2) 上記(1)ただし書の規定により検討委員会の許可を得ようとする者は、写真撮影等許可願（様式3）を検討委員会に提出しなければならない。

5 報道関係者の取扱い

- (1) 報道関係者は、上記1の規定にかかわらず、公開の会議を傍聴することができる。また、4の規定にかかわらず、会場において写真、テレビ、映画の撮影又は録音等を行うことができる。
- (2) 上記2から3までの規定は、報道関係者が公開の会議を傍聴又は撮影、録音等を行う場合に準用する。この場合において、「傍聴者」とあるのは「報道関係者」、「傍聴席」とあるのは「報道関係者席」と読み替えるものとする。

6 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、すべて委員長及び事務局職員の指示に従わなければならない。
- (2) 傍聴者が上記2から4の規定に違反したときは、委員長が注意し、なおこれに従わないときは、退場させることができる。

7 会議の非公開の決定

「兵庫県教育振興基本計画検討委員会の会議の公開等に関する要領」2の規定に基づき、会議を非公開とすることが適当と考えられる場合は、予め会議に諮り、決定するものとする。

(様式1)

傍 聴 申 出 書

平成 年 月 日開催
兵庫県教育振興基本計画検討委員会

番 号	住 所	氏 名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		

(様式2)

No.
傍 聴 証
兵庫県教育振興基本計画検討委員会
平成 年 月 日

＜ 傍聴にあたっての留意事項 ＞

傍聴者は、次の事項を遵守いただくとともに、委員長及び事務局の指示に従い、会議の円滑な運営にご協力ください。

(次の事項を遵守できない場合は、退室いただく場合があります。)

- (1) 会議における発言に対し、拍手その他の方法により、公然と可否等を表明しないこと。
- (2) 私語、喚声その他の行為により騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻きをするなど、示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食、喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話等の無線機を使用しないこと。
- (6) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (7) その他、会議の秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。

兵庫県教育振興基本計画検討委員会事務局

(様式3)

写 真 撮 影 等 許 可 願	
撮影等年月日	平成 年 月 日
撮影等の目的	
撮影者等の 住所・氏名	
フラッシュ使用 の 有 無	有 ・ 無
備 考	
<p>上記のとおり許可願います。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>兵庫県教育振興基本計画検討委員会</p> <p>委員長 様</p> <p style="text-align: right;">申込者</p> <p style="text-align: right;">_____</p>	